

丸森町上滝地区宅地分譲地の特別譲渡に関する条例施行規則

令和6年6月28日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、丸森町上滝地区宅地分譲地の特別譲渡に関する条例（令和6年丸森町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(譲渡の申請)

第2条 条例第5条の規定による譲渡の申請は、丸森町上滝地区宅地分譲地特別譲渡申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者及び配偶者の納税証明書又は非課税証明書（前年度以前3か年度分）
- (3) 申請者の本人確認書類
- (4) 確約書（印鑑登録証明書添付）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(譲渡の決定通知)

第3条 条例第6条第2項の規定による譲渡決定の通知は、丸森町上滝地区宅地分譲地特別譲渡決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(契約保証金)

第4条 条例第7条の規則で定める契約保証金の額は、1区画につき10万円とする。

(違約金)

第5条 条例第12条第2項の規則で定める違約金の額は、10万円とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、特別譲渡に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。